

自動車税種別割についてのお知らせ

栃木県

転居された場合は住所変更等のお手続きをお願いします

- ★ 一時的な納税通知書の送付先変更を電話でお受けしています。

また、県のホームページ「自動車税種別割住所変更届」〈電子申請・様式ダウンロード〉でも変更できますのでご利用ください。

栃木県 自動車税種別割 住所変更

検索



○自動車を譲渡・解体などしたときは、運輸支局で移転・抹消登録などの手続きが必要です。

※これらの手続きを3月末日までに行わない場合、次年度(4月以降)の自動車税種別割が引き続き課税されます。

口座振替のご案内

- ★ ゆうちょ銀行口座で口座振替ができるようになりました。県内の最寄りの郵便局でお申し込みできます。
ただし、令和2(2020)年度の自動車税種別割の口座振替申込みの受付は終了しております。これからお申込みいただいた場合、令和3(2021)年度から口座振替となります。

減免制度について

(1) 身体などに障害のある方(※)のために使用される自動車に対する減免

- (※) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、一定の要件に該当する方

- ★ 4月1日現在で要件に該当している方が納期限までに申請した場合は、全額(年税額)が減免になります。
- ★ 納期限後に申請した場合は、申請した月の翌月以降の税額が月割で減免になりますのでご注意ください。
(例：10月に減免申請→11月以降の税額（5か月分）が減免)

(2) 構造上もっぱら身体障害者などの方が利用するための自動車(※)に対する減免

- (※) 自動車検査証の車体の形状に、「車いす移動者（身体障害者輸送車）」、「入浴車」、「入浴・寝具乾燥車」、「患者輸送車」と記載されている特殊用途自動車（8ナンバー車）
- ★ 4月1日現在で要件に該当している方は、納期限までに申請してください（全額が免除）。
なお、減免対象となる自動車は、障害者1名に対し、1台のみです。他の車両で既に減免を受けている場合は、減免できません。ただし、事業用（利用者が不特定多数）の場合はこの限りではありません。
 - ★ 自動車税種別割の減免制度については、県のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

栃木県 自動車税種別割 減免申請

検索



～詳しい制度の内容については、自動車税事務所またはお近くの県税事務所にお問い合わせください～

お問い合わせ先

※納税通知書発付後は、自動車税事務所に電話が集中し、つながりにくい場合があります。その際は、県税事務所にお掛け直しください。

自動車税事務所

☎028(658)5521

自動車税事務所佐野支所

☎0283(20)6111

栃木県税事務所

☎0282(23)3411

宇都宮県税事務所

☎028(626)3029

矢板県税事務所

☎0287(43)2171

鹿沼県税事務所

☎0289(62)6201

大田原県税事務所

☎0287(23)4171

真岡県税事務所

☎0285(82)2135

安足県税事務所

☎0283(23)1411

お問い合わせ電話受付時間 平日8:30~17:15 ※お掛け間違いにご注意ください。